

# 積立定期預金

令和3年4月現在

1. 商品名 (愛称)	・積立定期預金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・満期設定型 最長 183 ヶ月までで満期を設定できます。(15 ヶ月以上 15 年まで、3 ヶ月の据置期間を含みます)
4. 預入 (受入) (1) 預入 (受入) 方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・契約期間内で分割預入 ・500 円以上 ・1 円単位
5. 払戻 (支払) 方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払方法 (頻度) (3) 計算方法	・各分割預入時における預入日から満期日の前日までの日数に応じた自由金利型定期預金 (M 型) の店頭表示の利率を適用します。 ただし、契約期間が 3 年以上の場合には満期日からさかのぼって 2 年毎に利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が 1 年以上あるものについては、預入時または前回の利息計算日におけるその期間に応じた自由金利型定期預金 (M 型) の店頭表示の利率を適用し、利息を計算のうえ元金に組み入れます。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
7. 税金	・個人の利息に 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。(但し、マル優を利用の場合は除きます) ・法人は総合課税となります。
8. 手数料	
9. 付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による預入れができます。 ・個人の場合はマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・利息元加日または満期日前に解約する場合は、前日までの期間に応じて「定期預金中途解約利率一覧」の表 1 の自由金利型定期預金 (M 型) に準じた中途解約利率を適用し、計算のうえ中途解約利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボード、ホームページまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス課 (9 時～17 時、電話：0258-37-5430) にお申し出ください。 ・紛争解決措置：東京弁護士会 (電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話：03-3581-2249)、新潟県弁護士会 (電話：025-222-5533) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に上記総務部コンプライアンス課または全国しんきん相談所 (9 時～17 時、電話：03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所 (9 時～17 時、電話：03-5524-5671) にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部コンプライアンス課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li><li>・預金保険制度の付保対象預金です。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1預金者 1,000 万円までとその利息が保護されます)</li></ul>
----------------	---

長岡信用金庫